

## 建築士法第22条3の3に規定する書面に関する契約手順

入札・落札者決定



建築士法第22条の3の3に定める記載事項(担当課確認用)の作成



- 落札者決定後、建築士法第22条の3の3に定める記載事項(担当課確認用)を作成。(1部)  
※延べ面積300m<sup>2</sup>を超える建築物の設計又は工事監理に義務づけがありますが業務の適性の観点よりすべての業務において作成。

業務担当課(担当者)へ提出・確認印の受領



- 業務担当課で受付印及び担当者の確認印を受領。  
※建築士法第24条の7の規定による重要事項説明の交付と併せて確認してもらう。

契約書類作成



- 契約書添付用の建築士法第22条の3の3に定める記載事項を作成(受注者、発注者用のもの2部)。
- 最後の頁は、A4の白紙の用紙を一枚添付。
- 契約書及び添付書類一式をホチキス止めにしたうえで袋とじし、割印を押印し作成。  
※業務担当課で受付印及び担当者の確認印を受領したものは  
契約書に袋とじしない。

契約監理課へ契約書を提出



- 業務担当課で受付印及び担当者の確認印を受領した「建築士法第22条の3の3に定める記載事項(担当課確認用)」を契約監理課へ提出。
- 袋とじした契約書を提出。

契約